令和７年１月６日

東京都品川区南大井六丁目２５番３号
株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
代表取締役　丸山　顕

吸収合併に関する事後開示事項

令和７年１月１日、当社は、合同会社エイチ・ディ・マネジメント（本店所在地 東京都品川区南大井六丁目２５番３号。以下「エイチ・ディ・マネジメント」という。）を吸収合併いたしました。この合併に関する事項につき、会社法第８０１条及び会社法施行規則第２００条の規定により、開示すべき事項は、以下のとおりです。

１．吸収合併が効力を生じた日

本合併は、合併契約書記載のとおり、令和７年１月１日に効力を生じました。

２．エイチ・ディ・マネジメントにおける手続の経過

（１）差止請求に係る手続

エイチ・ディ・マネジメントは、合同会社であるため、該当事項はありません。

（２）株式買取請求に係る手続

エイチ・ディ・マネジメントは、合同会社であるため、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求に係る手続

エイチ・ディ・マネジメントは、合同会社であるため、該当事項はありません。

（４）債権者異議申述に係る手続

エイチ・ディ・マネジメントは、会社法第７８９条の規定に基づき、令和６年１０月２２日付の官報において、債権者が本合併について異議を述べることができる旨等を公告いたしました。なお、エイチ・ディ・マネジメントには、知れている債権者はいなかったため、各別の催告はしていません。

上記の公告に対して、異議申述期限である令和６年１１月２３日までに異議申述をされた債権者はいませんでした。

３．当社における手続の経過

（１）差止請求に係る手続

本合併は、簡易合併の要件を満たすため、該当事項はありません。

（２）株式買取請求に係る手続

当社は、会社法第７９７条の規定に基づき、令和６年１０月２２日から本合併が効力を生じた日までの間、当社ウェブサイトにおいて、株主に対して、本合併をする旨並びにエイチ・ディ・マネジメントの商号及び住所を公告いたしました。

本合併は、簡易合併の要件を満たすため、株式買取請求はありません。

（３）債権者異議申述に係る手続

当社は、会社法第７９９条の規定に基づき、令和６年１０月２２日付の官報において、また、令和６年１０月２２日から本合併が効力を生じた日までの間、当社ウェブサイトにおいて、債権者が本合併について異議を述べることができる旨等を公告いたしましたが、異議申述期限である令和６年１１月２３日までに異議申述をされた債権者はいませんでした。

４．本合併により、当社がエイチ・ディ・マネジメントから承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併により、エイチ・ディ・マネジメントの一切の資産、負債及び権利義務を承継いたしました。

５．エイチ・ディ・マネジメントの事前備置書面に記載された事項

エイチ・ディ・マネジメントは、合同会社であるため、該当事項はありません。

６．吸収合併登記の日

令和７年１月６日付で本合併による変更登記を申請いたしました。

７．上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上